

令和8年度

## 業務委託仕様書

[業務名]

市営住宅西岡団地ほか6団地給水改修基本検討業務

札幌市都市局市街地整備部

## 1 業務名称

市営住宅西岡団地ほか6団地給水改修基本検討業務

## 2 対象団地の概要

### (1) 西岡団地S 1～8号棟

ア 所在地 札幌市豊平区西岡3条2丁目  
イ しゅん功年 昭和59～61年（1984～1986年）  
ウ 敷地面積 17,755.95㎡  
エ 階数及び戸数 地上5階、8棟235戸

### (2)-1 月寒団地C 1～8号棟

ア 所在地 札幌市豊平区月寒東1条10丁目  
イ しゅん功年 昭和56～57年（1981～1982年）  
ウ 敷地面積 14,375.48㎡  
エ 階数及び戸数 地上5階、8棟280戸

### (2)-2 月寒団地G 1～2号棟

ア 所在地 札幌市豊平区月寒東3条5丁目  
イ しゅん功年 平成7～9年（1995～1997年）  
ウ 敷地面積 7,276.7102㎡  
エ 階数及び戸数 地上5階、2棟80戸

### (3)-1 里塚団地1～6号棟

ア 所在地 札幌市清田区里塚1条4丁目  
イ しゅん功年 昭和61～平成元年（1986～1989年）  
ウ 敷地面積 54,362.36㎡（1～14号棟）  
エ 階数及び戸数 地上5階、6棟190戸

### (3)-2 里塚団地7～14号棟

ア 所在地 札幌市清田区里塚1条4丁目  
イ しゅん功年 昭和63～平成4年（1988～1992年）  
ウ 敷地面積 54,362.36㎡（1～14号棟）  
エ 階数及び戸数 地上5階、8棟304戸

### (4) 西野団地1～2号棟

ア 所在地 札幌市西区西野2条5丁目  
イ しゅん功年 昭和63年（1988年）  
ウ 敷地面積 5,471.48㎡  
エ 階数及び戸数 地上4～5階、2棟54戸

(5)-1 ひばりが丘団地E 5～8、16、18～20号棟

ア 所在地	札幌市厚別区厚別中央1条4丁目
イ しゅん功年	平成元～3年(1989～1991年)
ウ 敷地面積	45,195.02㎡(E 1～20号棟)
エ 階数及び戸数	E 5～8号棟 地上4～5階、4棟102戸 E 16、18～20号棟 地上10階、4棟160戸

(5)-2 ひばりが丘団地E 25～32号棟

ア 所在地	札幌市厚別区厚別中央2条4丁目
イ しゅん功年	平成3～5年(1991～1993年)
ウ 敷地面積	27,421.88㎡(E 21～32号棟)
エ 階数及び戸数	E 25～26号棟 地上3～4階、2棟44戸 E 27～31号棟 地上10階、4棟200戸 E 32号棟 地上7階1棟29戸

(6) 川沿団地1～2号棟

ア 所在地	札幌市南区川沿15条2丁目
イ しゅん功年	平成5～7年(1993～1995年)
ウ 敷地面積	8,459.10㎡
エ 階数及び戸数	地上10階、2棟139戸

(7) 山口団地2、6～11号棟

ア 所在地	札幌市手稲区曙11条1丁目、12条1丁目
イ しゅん功年	平成8～12年(1996～2000年)
ウ 敷地面積	33,662.85㎡
エ 階数及び戸数	地上6、10階、7棟353戸

### 3 履行期間

契約締結日 から 令和9年3月26日までとする。

### 4 業務目的

市営住宅西岡団地ほか6団地において、給水設備改修工事を実現するため、以下の条件で基本検討を行うことを目的とする。

(1) 対象団地については水道配水圧が不足しており、且つ、ブースターポンプの設置が困難であるため、既存どおりの受水槽方式で給水設備を改修する。なお、以下の団地の住棟は同一の受水槽であるが、一部住棟のみ直結直圧式で更新可能である。

・ひばりが丘団地E 5～8、16、18～20号棟のうち、E 5～8号棟は直結直圧方式に更新可能

・ひばりが丘団地E 25～32号棟のうち、E 25～26号棟は直結直圧方式に更新可能

## (2) 主な改修対象設備

- ・受水槽
- ・給水加圧装置（ポンプ、圧力タンク、付属品）
- ・水道本管から受水槽内、及び棟内P S共用部までの配管・付属品

## 5 業務内容

- (1) 検討にあたって、水理計算に必要となる配水管の水圧等の情報は、本市水道局に確認すること。また、検討結果の妥当性については、本市水道局や保健所等、必要な官庁協議を行うこと。
- (2) 住民が入居したまま改修するため、給水停止が発生する場合は最短となるように検討すること。
- (3) 既存受水槽室内に改修した設備を設置するため、必要となる仮設設備やその設置場所について検討すること。また、法令等を遵守して点検スペース等を検討すること。
- (4) 上記の概算工事費と工程表を作成すること。
- (5) 上記(4)のほか、受水槽室等を新築した場合の概算工事費と工程表を作成すること。
- (6) 検討に使用・作成したプロット図、計算書等は整理して提出すること。
- (7) その他、業務の実施にあたり必要となる情報の収集、整理を行うこと。なお、本業務遂行にあたり必要となる経費は原則受注者の負担とするが、必要に応じて担当職員と協議すること。

## 6 現地調査について

本業務の検討にあたって、現地調査を行う場合は、施設管理者の立会いが必要となる。現地調査は、事前に施設管理者と日時調整して行うこと。

## 7 提出書類

- (1) 業務着手時（各1部 契約後速やかに）
  - ア 業務着手届
  - イ 業務計画書
    - a) 業務責任者指定通知書
    - b) 同上経歴書
    - c) 業務計画書
- (2) 業務完了時（各1部 完了後速やかに）
  - ア 業務完了届
  - イ 成果品（「8 成果品」に示す成果品を委託者に提出すること）
  - ウ その他、委託者が指示するもの

## 8 成果品

成果品は以下のとおり作成・提出すること。なお、提出場所は札幌市都市局市街地整備部住宅課とする。

### (1) 提出内容

#### ア 検討結果報告書

検討結果報告書は、改修計画を実現するための条件等を整理して作成するものとする。

- a) 検討目的
- b) 検討概要
- c) 検討内容
- d) 検討結果
- e) 改修内容
- f) 現地調査写真

#### イ 概算工事費

#### ウ 改修工程表

### (2) 提出部数

ア 書類 1部 (A4サイズのファイルに収納したうえで提出すること)

イ 電子データ 1部

電子データは閲覧できる形式(ワード、エクセルデータ又はPDFデータ)として、CD-R等で提出すること。なお、電子データはラベルで作成日時・受託者名を明示し、最新のウイルス定義によりウイルス駆除ソフトで検証したうえで提出すること。

○データラベルの例	
業務名	令和○○年度
	○○業務
作成日付	令和△△年△△月△△日
受託者名	□□□□

## 9 その他

- (1) 受託者は、業務実施にあたり、関連法令等を遵守し、業務目的を理解し、目的達成のために効率的かつ最高の技術を発揮するよう努めること。
- (2) 受託者は、業務実施にあたり、委託者（担当職員）と綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、業務実施にあたり、常に細心の注意をはらい、入居者等の安全について十分に対策を講じ、事故防止及び従事者の安全を図ること。また、むやみに不安や混乱を招くことのないよう配慮すること。
- (4) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。本業務のうち、一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- (5) 当該業務において作成した図表等の著作権は、本市に帰属することとし、委託者の承諾を受けることなく、他に公表、貸与あるいは使用してはならない。
- (6) 検討に必要な貸与資料等は、委託者と協議のうえ、随時貸与する。
- (7) 業務の実施にあたり、環境に配慮し紙資源やエネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。
- (8) 業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合、又は業務内容に疑義を生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。